

令和2年11月26日付
在ウクライナ日本国大使館

交通ルールの改正について
(お知らせ)

令和2年11月25日、ウクライナ政府は、交通ルールを改正しました。

これにより、タクシーやウーバー等の乗合自動車の全乗車者(運転手や助手席、後部座席への着席者)のシートベルト着用が義務づけられました。また、歩行者も、視界の悪い所などでは反射板等を用いた物を着用することが義務づけられました。

ウクライナでは、交通事故の多発が社会問題となっています。自分自身の安全のためにも、交通ルールの遵守と安全運転、安全歩行に十分心がけてください。

(了)